



# 長期増分費用モデルにより算定された 都道府県別の接続料の扱いについて

令和 8 年 3 月 6 日  
事務局

- **電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、裁定を申請することができる**とされている。（電気通信事業法第35条第3項）
- 総務省は、同規定による裁定の方針として、**接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成30年1月16日）**を策定・公表している。
- 令和5年1月31日、株式会社NTTドコモから、Coltテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、Coltテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額について、同規定に基づき、裁定の申請があり、令和6年3月22日、電気通信紛争処理委員会へ本件裁定に係る諮問をしたところ、同年6月27日、答申を受けた。
- 同年7月26日、当該答申を踏まえ、**長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域**（Coltテクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの）**ごとの金額及び比率を基本として**、Coltテクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきとの裁定を行った。

## 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成30年1月16日）

1. 金額（認可された接続料等を除く。）については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. **2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。**

## 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき株式会社NTTドコモから申請のあった裁定に係る答申（令和6年6月27日）

1. 総務大臣の裁定案は、次の措置を行う場合には、妥当である。  
次の1)又は2)のいずれかにより、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）の裁定申請に係る金額をColtテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）が明確に取得し得るよう、両者の事情を勘案し、当該金額等を適切に明示すること  
1) 裁定案の金額について、**通信回数及び通信秒数ごとの金額を明示**し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような**都府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値**を示すこと  
2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと
2. 総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の算定で総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行い、必要に応じてその見直しを行い、その中で、**都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額について、支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望**する。

長期増分費用モデルにより算定された都道府県別の接続料の扱いについて検討

# 長期増分費用モデルにより算定された都道府県別の接続料の扱いについて

- 電気通信紛争処理委員会からの答申（令和6年6月27日）においては、「これまで行われていなかった**都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することが、仮に、そのインプットデータを事実上推知させることになるなどにより、そのデータを提供した電気通信事業者の利益を損なうこととなり、ひいては長期増分費用モデルの適正な構築を損なうことがあっては、かえって、効率的な電気通信設備の接続を進めることが困難になりかねない点に留意**する必要がある」とされている。
- 長期増分費用モデルは、日本全国において、加入者交換機やルータ等を設置し、コア局の設備との間を接続するための伝送路を構築してサービスを提供した場合を想定しているところ、「裁定方針」第3項において、接続料原価を算定するために長期増分費用モデルに入力する需要に関するデータについては、全国的に十分な需要のある電気通信事業者のもので代替することが、効率的なネットワークにおける原価算定を行うには適切であるため、NTT東西に対して、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することへの見解を確認した。

## NTT東西からの回答

（金額について）

- 総務省で認可された全国均一接続料が既に公表されているところ、都道府県別接続料という新たな切り口が公に出ることでダブルスタンダード化してしまい、各社における協議対応への稼働コスト増大や、事業者間の接続料協議が不調となり裁定を必要とするケースがかえって増える可能性がある。

（トラヒックについて）

- NTT東西マクロのトラヒックの実数は既に開示されており、全都道府県別のトラヒック構成比が開示された場合、各エリアごとのトラヒックの実績値が類推可能となる。
- トラヒックのエリアごとの偏在や実績値に関する情報は、営業戦略や投資戦略を策定する上での有効かつ当社の重要な経営情報であり、広く一般に公開された場合、競合事業者において、モバイルを含む電話サービス等の通信サービスの拡大や参入等の営業戦略の策定及び加入電話の代替となるサービス提供事業者におけるトラヒックに対応した設備投資戦略の策定等で活用されることが想定され、当社にとって競争上の不利益になる。

（開示について）

- 都道府県ごとの通信回数及び通信秒数ごとの金額並びにそれらの都道府県ごとの比率の推計値は、上述の理由から重要な経営情報であるが、現在、接続政策委員会にて、接続料算定における長期増分費用方式の適用見直しに関する議論が行われていること等も踏まえ、紛争処理に際して必要に応じて公開することについてはやむを得ない。

## 対応方針（案）

- 都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果の開示については、上記のNTT東西の経営上の懸念も踏まえ、総務省HPIにおいて広く公開する形ではなく、**電気通信設備の接続に関する協定の締結に係る協議に際して当該算定結果を必要とする電気通信事業者からの申請に応じ、NTT東西において当該申請者と秘密保持契約を締結等した上で開示することとしてはどうか。**
- その際に**申請書に記載を求める項目（使用目的等）や秘密保持契約のひな型等については、NTT東西において検討し、総務省に確認の上であらかじめ公表することとしてはどうか。**

電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき株式会社NTTドコモから申請のあった  
裁定に係る答申書 (令和6年6月27日) 別紙 (一部抜粋)

## 第2 検討

### 2 裁定の内容

(5) 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当該電気通信事業者が取得すべき金額が長期増分費用モデルを用いて設定されることの政策的な含意について

- ① 本件裁定では、既に述べたように、総務大臣は、その平成30年の裁定方針に則して裁定を行うこととした結果、裁定申請に係る電気通信設備との接続に関してコルトが取得すべき金額として、市場における状況が十分競争的である中の能率的な経営において回収されるべき金額を算定するため、まず、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法を検討したが、必要な数値が得られず、この方法では算定できないものと結論づけて、総務省の長期増分費用モデルを用いて、これに適宜の数値を入力して金額を算定する方法を採用することとしたものであった。このことは妥当な結論であることを述べたが、このように、**電気通信設備との接続に関して電気通信事業者が取得すべき金額の算定に当たり、必要な数値として実際の費用等が得られないことは、今後も生じ得るのであり、総務省の長期増分費用モデルを用いることは、今後も多くの電気通信事業者において選択肢となることが予想される。**
- ② このことを考えると、総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、上記金額の算定において総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行うことが有用であると考えられる。中でも、**上記金額の算定の検討に資するために、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することは、多くの電気通信事業者にとって、上記金額の算定に当たっての選択肢の一つについて予見性を与えることになり、効率的な電気通信設備の接続を促進し、ひいては、電気通信役務の利用者にとっての便益となるものと考えられる。**
- ③ ただし、他方で、これまで行われていなかった**都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することが、仮に、そのインプットデータを事実上推知させることになるなどにより、そのデータを提供した電気通信事業者の利益を損なうこととなり、ひいては長期増分費用モデルの適正な構築を損なうことがあっては、かえって、効率的な電気通信設備の接続を進めることが困難になりかねない点に留意する必要がある。**
- ④ したがって、総務大臣においては、上記の検証と政策の見直しを行う中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の開示について、上記③で示したような**支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。**